

「安八町合併70周年記念」ロゴマーク募集要領

1 趣旨及び目的

安八町は、昭和30年に結村、名森村、牧村の3村が合併しました。令和7年（2025）年には、合併から70年を迎えます。

この節目となる機会を捉え、町民と協働による記念事業を実施し、町民の一体感の醸成と活力ある安八町を町内外にアピールするため、記念事業に広く活用することができる、ロゴマーク（以下「合併記念ロゴマーク」という。）を募集します。

2 活用方法

安八町において作成するポスター、チラシ等（以下「ポスター等」という。）に掲載するほか、町民、団体、各種民間団体、企業等が行う事業で、町の承認を受けたもので使用します。

3 応募資格

- (1) 安八町民、安八町にゆかりのある方、安八町を愛する方（年齢、住所、個人・法人、プロ・アマの別は問いません。）
- (2) 1人（1団体）1点まで
- (3) 15歳以下の方が応募する場合には、保護者の方の同意が必要
- (4) 団体に応募する場合、代表者1名が応募手続きを行うこと

4 募集期間

令和6年10月1日（火）から令和6年12月20日（金）

※専用応募フォームの場合は、12月20日（金）23時59分まで

※郵送の場合は、12月20日（金）必着とします。

5 デザイン作成上の注意事項

- (1) 安八町をイメージできるデザインとすること。
- (2) 安八町が、合併70周年であることが認識できるデザインにすること（文字を入れる場合は、ひらがな、カタカナ、漢字、アルファベットなど自由とします。）。
- (3) 応募作品は、自作で未発表のものとし、第三者の著作権やプライバシー権等の権利を侵さないものに限ります。
- (4) 「アンビー」の使用は可とします。
- (5) 町章の使用は、可とします。
- (6) 採用作品は、使用する上で加筆等の変更を含む必要な修正を行う場合があります。
- (7) 色数は自由としますが、フルカラー、単色、モノクロで使用、又はサイズを変えて使用する場合があります。考慮してください。

- (8) 大きさは15cm×15cm程度で表現してください。ただし、最小使用サイズは、1.5cm×1.5cm程度を想定していますので、考慮して作成してください。
- (9) 電子データのみ応募とし、ファイル形式はPDF、JPEG、PNGのいずれかとしてください。なお、解像度は350dpi程度、データサイズは5MB以内としてください。

6 応募方法

電子データによる応募とし、下記いずれかの方法とします（手書きでの応募は不可）。

- (1) 応募専用フォームの場合

応募専用フォーム (<https://logoform.jp/f/MM3a4>) で応募してください。

- (2) 郵送又は持参の場合

所定の応募用紙と作品データを記録した媒体（DVD-R等）を封筒に入れ、表面に赤字で「合併記念ロゴマーク在中」と明記し、以下の提出先へ郵送又は持参してください。なお、提出いただいた媒体は、応募者本人に返却しませんので、ご注意ください。

【提出先】〒503-0198 岐阜県安八郡安八町氷取161番地

安八町役場 総務課 合併70周年担当

※応募用紙は、安八町ホームページからダウンロードしてください。

※持参の場合は、平日（8時30分～17時15分）にお持ちください。土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。

7 応募上の注意

- (1) 応募に要する費用は応募者の負担とし、応募、提出いただいたデータは返却しません。
- (2) 応募作品は、提出後に修正することはできません。

8 報奨

最優秀賞（1点）…賞品（クオカード）50,000円

優秀賞（2点）…賞品（クオカード）5,000円

※最優秀作品を採用作品とします。

9 選考方法

- (1) 選考は、合併記念ロゴマーク選定委員会において審査を行い、決定します。

10 合併記念ロゴマークの決定

- (1) 前記9の選考による最優秀作品の1点を、合併記念ロゴマークとして採用します。
- (2) 合併記念ロゴマークの使用は、令和7年4月1日からを予定しています。ただし、ポスター等の印刷準備に係る使用は、この限りではありません。
- (3) なお、令和7年(2025年)1月下旬から2月中旬まで(予定)に、ホームページにて公表します。

1.1 個人情報の取扱い

- (1) 応募作品に係る個人情報については、応募状況の確認、作品の審査、発表、採用者への通知以外の目的で使用することはありません。
- (2) 採用作品を発表する際には、採用された者の氏名(又は雅号(ペンネーム)可)を公表します。ただし、本人が希望しない場合は、非公表とします。

1.2 その他留意事項

- (1) 採用作品の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)、商品化権、使用权、商標権その他一切の権利は、安八町に無償譲渡するものとし、安八町に帰属するものとし、また、その使用に関して著作者は、安八町に対して著作者人格権を行使しないものとし、安八町が行う商標登録、商品化に関する対価は無償とします。なお、安八町と最優秀作品の応募者として、協議の上、これらの権利に関する覚書を締結するものとし、
- (2) 採用作品について、第三者から権利の侵害、損害賠償等の主張がなされた場合、採用者は自己の責任において解決を図るものとし、安八町は一切の責任を負いません。なお、採用作品に関して、安八町が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。
- (3) 他の応募者についての情報提供の依頼や、審査に関する問合せには一切応じません。
- (4) 以下の応募は、選考対象となりません。なお、次に掲げる場合に該当するときは、採用を取り消します。
 - ア 公序良俗に反する場合
 - イ 提出内容に不備又は虚偽の記載をした場合
 - ウ 採用作品が、既発表のものと同一若しくは酷似している場合
 - エ 第三者の知的財産権の侵害の恐れがある場合
 - オ 法令及び本募集要領に反する場合
- (5) 応募作品を受付した旨の通知は行いません。
- (6) 応募をもって本募集要領に同意したものとみなします。
- (7) 2次選考の候補作品の5点に係る応募者は、採否に関わらず、町が行う応募事業の紹介や記録のために、町が作品を利用することを認めることとします。
- (8) 最優秀賞及び優秀賞の報奨に係る課税の取扱いについては、当該受賞者本人自らが判断、解決をすることとします。

1 3 問合せ先

〒503-0198 岐阜県安八郡安八町氷取 161 安八町役場 総務課

・電話：0584-64-7100

・メール：soumu@town.anpachi.lg.jp